
* 定 款 *

ニ ッ タ 株 式 会 社

ニ ッ タ 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ニッタ株式会社と称し、英文では **Nitta Corporation** と表記する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業用ベルト、動力伝導関係商品およびその他一般工業用製品の製造販売
2. ゴム製品および合成樹脂製品の製造販売
3. 空気調和機器および付属品の製造販売ならびにこれに付帯する設計および取付工事
4. 道路用および土木建築用資材の製造販売ならびにこれに付帯する工事
5. 荷役運搬設備の製造販売
6. 化学機械・同装置、計測機器、分析機器、センサー、産業用ロボットならびに同付属製品の製造販売
7. プラスチックホース・チューブならびに同付属品の製造販売
8. 研磨材ならびに研磨装置・同部品の製造販売
9. スポーツ施設、遊園地、遊戯場、宿泊施設、レストランならびにカルチャーセンターの経営
10. 自動車教習所ならびに駐車場の経営
11. 機械器具設置工事業、土木工事業、舗装工事業、とび・土工工事業、塗装工事業および防水工事業
12. 山林および不動産の経営
13. 競走馬の生産育成ならびに畜産農業
14. 林産物、農産物および肥料の製造販売
15. 医療用具の製造販売ならびに輸出入
16. 栈橋、船舶係留施設および付属用具の開発、設計、製造、販売、施工およびこれらの設計技術に関するコンサルタント業
17. 粘着・接着テープ、粘着・接着ラベルおよび接着剤の製造、販売
18. 企業経営に関する指導、助言に関する業務
19. 光通信装置、光ファイバ接続製品、光分配装置などの製造販売
20. 車椅子用の付属部品の製造販売、介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業および介護機器の製造販売
21. 超高清浄度測定システムの販売、高効率・低ノイズ電源関連製品の製造販売、エレクトロニクス関連製品の開発・製造・販売

22. 労働者派遣事業

23. 前各号に付帯関連する一切の業務ならびに前各号の事業の他との共同経営ならびに投資および融資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または当定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社にお

いては取扱わない。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じその都度招集する。

(招集権者および議長)

第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

(株式の大規模買付行為に関わる対応方針)

第17条 株主総会は、当会社株式の大規模買付行為に関わる対応方針（買収防衛策）をその決議により定めることができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行し各自会社を代表する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役のうちから社長1名を選定し、ほかに代表取締役または取締役のうちから会長1名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに行う。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第25条 取締役会の議長は、会長がこれにあたる。会長を置かないときまたは会長に事故があるときは、社長がこれにあたる。会長を置かない場合において社長に事故があるとき、または会長および社長ともに差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議の方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関しては法令および当定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任限定契約)

第28条 当社は、会社法の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意にして重大な過失がないときは、会社法に定める最低責任限度額を賠償額の限度とする契約を締結することができる。

(執行役員)

第29条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い社長より委嘱された業務執行を担当する。

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の5日前までに行う。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関しては法令および当定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意にして重大な過失がないときは、会社法に定める最低責任限度額を賠償額の限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第 41 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2. 未払配当金には、利息をつけないものとする。